

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

化学物質の「分解性」、「蓄積性」、「人への長期毒性」又は「動植物への毒性」といった性状や、環境中での残留状況に着目し、製造・輸入の規制や管理措置を講じる。ストックホルム条約(POPs条約)の廃絶等の対象物質については、化審法上の「第一種特定化学物質」に指定し、製造・輸入の原則禁止等の措置を講じている。

